

公立大学法人福知山公立大学財務諸表の承認手続きについて(案)

1 財務諸表承認の基本的な考え方

- 公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない（地方独立行政法人法第 34 条第 1 項）。
- 設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（地方独立行政法人法第 34 条第 3 項）。
- 設立団体の長が行う公立大学法人の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。
- 公立大学法人の会計は、財務諸表によって、市民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、公立大学法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

以上を踏まえ、福知山市長が行う財務諸表の承認は、次に掲げる観点から行う必要がある。

◆ 合规性の遵守

地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか。

◆ 表示内容の適正性

財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準の適合等の観点から適正なものとなっているか。

2 財務諸表承認手続きの流れ

財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 設立団体の規則で定める書類
 - ① キャッシュ・フロー計算書
 - ② 行政サービス実施コスト計算書
- (5) 附属明細書



市長に提出

…各事業年度の終了後 3 月以内(6 月末)



評価委員会の意見聴取



福知山市長による承認



公告、一般の閲覧

… 6 年間

3 財務諸表の承認に係る事務局確認事項

財務諸表の承認にあたって、評価委員会の意見を聴取する前段で次の点について事務局による確認を行う。

(1) 法規性の遵守

ア 提出期限（6月末）は遵守されたか。

イ 必要な書類はすべて提出されたか。

《必要な書類》

- ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）
- ② 事業報告書（業務実績報告書）
- ③ 決算報告書
- ④ 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（監査証明）

ウ 監事の意見（監査証明）に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

ア 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。

イ 計数は整合しているか。

ウ 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間）における計数の整合が取れているか。

エ 運営費交付金に係る会計処理は適正か。

以上

地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第35条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

地方独立行政法人法施行令

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第5条 法第35条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 法第35条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円以上であること。⇒本学は非該当

(2) 法第34条第1項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が二百億円以上であること。

公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年間とする。